

中世後期の武家権力と都市

古野 貢

はじめに

本稿の目的は、中世後期に各地に展開した武家権力と都市との関わりを検討することで、当該期武家権力固有の特質を展望しようとするものである。

筆者はこれまで、中世後期（室町～戦国期）に畿内を中心に展開した武家権力である細川氏に着目し、その権力を構造的に分析することで当該期に固有の武家権力の特質を提示した¹⁾。室町幕府において守護をつとめる細川氏は、他守護との対抗と、室町幕府内での地位を保全するために、一族結集（細川氏同族連合体制）と、被官の統合（「京兆家——内衆体制」）を採用した。細川氏がこのような体制を築く前提には、一五世紀中葉までに、摂津・丹波・和泉といった畿内と、阿波・讃岐・土佐・伊予（一部）の四国、それに備中などを分国としたことがあげられる。これらの国々は、当時の経済・流通の最重要幹線である瀬戸内海沿岸に位置する。この地域を権力基盤として支配・管理を進めようとしたとき、重要視したのが都市支配であった。細川氏は、一族を先述の各分国へ守護として配置するとともに、被官衆（内衆）を一族が守護をつとめる分国で、守護代や荘園代官と同様に都市代官に任命した。これは分国内の拠点を支配することを特に重要な支配方針としていたからである。細川氏は、政治的にも経済的にも卓越した畿内地域の都市を集中して支配することで、分国支配の実をあげようとしていた。これは分国内を領域的に支配しようとした他の武家権力とは異なる、都市支配により傾斜した分国支配方式といえる。細川氏は、兵庫や堺、淀川流域などの都市を核に分国支配のネットワークを築いたが、その権力的特徴は、畿内地域の都市を権力基盤としていたことに由来するのである。

このような細川氏のあり方を一例とするならば、当該期の他の守護や大名権力などの武家権力固有の特質を明らかにするために、都市に着目することはひとつの方法となろう。

そこで本稿では、まず都市史研究について概観し、当該期武家権力と都市（特に守護所）との関わりについての課題を提示する。そのうえで都市を視点とした中世後期武家権力の特質解明のための展望を示すこととする。

1. 都市史研究の進展と武家拠点

都市は中世後期武家権力の展開に重要な役割を果たした要素であった。早く原田伴彦氏や豊田武氏によって展開された「封建都市論」は、封建領主層と民衆の間の階級闘争を前提として、都市内部において階級構造が存在したことを論じた。領主階級と民衆との対抗の結果、都市権限が都市民衆に奪取・委譲されることで「自治都市」が成立する。しかし最終的に統一権力に統制されることで都市の「自治」は敗北するとした²⁾。ここでは、階級闘争の諸現象が比較的明確に立ち現れる場として都市が位置づけられていることに注意する必要がある。また網野善彦氏が、都市内部には「無縁」「公界」「楽」という観念が存在すると指摘し、これらの観念が都市自治の根源的要素であるとした³⁾。網野氏の業績は、都市が社会的にもつ多様な性格を明らかにし、権力と民衆との関係性を取り持つ場として設定したことにある。「無縁」「公界」「楽」とは、都市がもつ公共性、俗縁との分離機能、開放性などを意味する。都市は、朝廷や幕府などの公権的支配システムとの関わりをはじめ、属人的関係に至るまで、当該期社会におけるさまざまな関係からの解放を可能とする場であった。このような社会的合意をもとに、それまでの社会関係とは異なる、自治をも可能とする論理などが立ち現れてくる。都市のアジュールとしての機能の指摘などもここに整理されよう。

しかし以上の研究の問題点は、いずれも権力と民衆（都市民衆）とを対立・対抗する関係として捉えていることにある。個々の権力体や都市、民衆といった、中世（後期）を構成する諸要素の個別的検討を進めないままに、都市

や民衆を支配する権力と、支配される都市、民衆という構図が成立することとなった。

一方、中世社会における階級闘争論が一段落するとともに、社会構造を理解するために、階級闘争ではなく社会集団の役割や機能を重視する研究が出現してくる。この研究潮流は、中世と近世との間の時代区分論に連動するものである。すなわち、中世と近世とを共通する社会集団の存在によって連続したものと理解しようとする議論である⁴⁾。さらに都市内部において地縁的・職業的な結合によって形成される町共同体を重視し、これを都市構造の基幹部分と評価する研究が登場する⁵⁾。また仁木宏氏は、地縁、血縁、職縁、あるいは信仰する宗教などによって形づくられる集団と、その集団によって形成・維持される地域社会を共同体とし、都市構造の基礎と評価した。そしてこれらに対するさまざまな領主権力による都市支配のあり方を提示した⁶⁾。これらの研究によって、政治的諸権限の内容やその所在、権限行使の実態など、権力が都市に臨む際のさまざまな視角が提示された。また民衆（都市民）側についても、都市自治の具体的あり方を権力との相対的關係が分析されるようになった。

以上のように都市研究の動向を概観したうえで、現在、都市研究は、次のような研究方向をもっていると考えられる。そのひとつは都市共同体の内実の詳細な分析の進展である。たとえば京都を例にとれば、中世前期を主たる対象としているが、朝廷の存在や公家の居住など、京都のもつ固有の条件を前提に、行幸や諸行事の実態解明を例として、都市京都が首都としての機能を果たしていたことを明らかにする研究⁷⁾や、町共同体のさらに詳細な性格規定を行う研究——たとえば祭礼や仏事へ都市住民が関わる際にみられる、町共同体への帰属性や、宗派による信仰圏の拡がり⁸⁾など——があげられる。さらに考古学的発掘や歴史地理の分野からそれぞれ固有の手法を用いて、都市の空間構造や構成を明らかにしようとする研究も多く発表されている⁹⁾。こうした動向は、京都などの大都市のみならず、いわゆる「都市的な場」の搜索・発見につながり、中世後期段階の全国各地に、「都市」という当該期社会を規定する要素を提示することになった。

この都市内部の構造分析を行うという動向と並行して、全国に多く発見された「都市」をより詳細に分析・検討し、性格付けを行うという研究も出てきている。すなわちそれぞれの都市が持っている要素から、政治都市・宗教都市・経済都市・文化都市などに性格付けするといふものである。こうした潮流は、しかし都市の持つさまざまな要素を分断し、その多寡や規模によって性格規定をしようとする性格を付随する。都市はさまざまな要素を内包し、成立してくるものであって、単純な規定は都市のもつさまざまな機能を捨象することにもつながりか

ねない。都市の性格規定は、なおさまざまな要素を有機的に連関させながら慎重に行う必要がある。

全国にさまざまな性格を持つ都市が分布することを前提にするならば、中世後期社会の特質を明らかにするためには、それら諸都市の存在形態や機能を、個々に明らかにしていくという作業が必要不可欠である。現在、こうした観点で先行している研究に、守護所研究がある。守護所とは、中世後期段階において、室町幕府——守護体制のもと、各分国に配置された守護が分国経営を行ったとされている地域拠点である。また守護所は単なる地域拠点としての都市ではなく、当該期の政治体制と直結する、各地域における政治的核としての性格が強い。中世後期の武家権力である室町幕府、および幕府に結合する守護が、地域支配に対していかなる対応をしたかを検討するうえで、最も重要な対象といえる。

この守護所研究の進展に対して、大きな役割を果たしたのが、守護所シンポジウム@岐阜研究会の活動である。同研究会は二〇〇一年十二月から二〇〇四年八月までの期間、一五世紀後半に顕在化してくる地方政治都市（とくに守護所）に着目し、「空間構造の変遷とその論理」を視点として、それぞれの実態を検討した。その成果は二〇〇四年八月に開催された守護所シンポジウム@岐阜「守護所・戦国城下町を考える」の場で公表され、それまでの調査や議論で得られた成果は、同シンポジウム資料集（二分冊）として配布された¹⁰⁾。またシンポジウムでの議論や成果を広く共有化すると目的から、シンポジウムの中心的メンバーの編集によって、研究成果のまとめと今後の展望が示された¹¹⁾。これは中世後期の武家権力の都市への関わりという意味で、現時点で最も重要な成果と考えられる。以下章を変えて、この成果の評価と、今後の中世後期武家権力研究と都市研究との関わりについて検討・展望することとする。

2. 武家権力と都市との関係

守護所シンポジウムがもたらしたのは、それまでの都市研究が権力と都市内部の民衆などとの相克の実態を明らかにしたり、都市の内部構造を追求したりするといった研究潮流のなかで、一五世紀後半以降という時期を設定し、また守護所というきわめて政治的な拠頭に特化してその性格規定を行った点にある。その検討範囲を日本全国に拡大し、網羅的に整理することで、同時期に「守護所」と呼称される場の比較検討・類型化が可能となった。さらに検討の方法に文献史学のみならず、考古学の発掘成果や歴史地理学による古絵図の分析の成果、あるいは建築学による建造物の分析など、隣接する諸分野によって学際的な検討が行われたことも特筆に値しよう。

近年多くの分野で学際的研究の必要性が説かれている。各分野の成果によって、同一対象に対してさまざまな議論や検討があったと思われるが、その地道な作業の積み重ねによって、これまで見えてこなかった事柄が多く見えてきた。

たとえば守護所が移動する国と移動しない国の存在や、街区整備された国では方格地割りと直線道路が存在するなど、京都の幕府周辺の街区を模倣するようなあり方が確認された。一方で守護所と呼称されながらもその地に政庁組織が継続して存在し、その周辺にも継続的に多くの人々が居住するという政治都市的な空間は、必ずしも形成されていなかった場が存在することも明らかにされた。しかしその一方で、これら検出された守護所の多くが、その後各地に出現してくる戦国期大名権力の拠点として展開することも指摘されている。中世後期を通じて守護所とされた場は、暫時的な政庁から、通時的な戦国期大名権力の城下町に展開することが指摘された。これらの点は、政治的拠点（都市）であった守護所に、新たな理解をもたらした成果として非常に重要である。

しかしこの守護所シンポジウムによる成果を新たな出発点として、中世後期武家権力との関係を検討するにあたって、問題点も指摘できる。

まず第一に、守護所の存在が戦国城下町へと発展・展開するという点についてである。たしかに守護所は、中世後期の武家権力にとって重要な拠点である。しかし視点を武家権力の展開に向けてみると、幕府——守護体制下の守護所は、必ずしも単線的に戦国期大名権力の拠点である城下町にスムーズに移行するものではない。第二により重要なのは、守護所、および戦国城下町という場（都市）の性格規定の問題である。さらにいえば国内支配の最重要な都市として、守護所や戦国城下町をいかに評価できるのかという点である。たしかに守護所や戦国城下町は、守護や守護代、戦国期大名権力にとって、それぞれの分国や領国における政治的拠点である。しかし分国や領国内部における具体的対応をみていくと、必ずしも守護所や城下町に収斂しない国内の機能が存在したり、守護所とされていた場が、そのまま城下町とはならない事も多い。これは地域経済圏の問題とも絡んで、地方支配においては、政治的拠点、経済的拠点、文化的拠点といった諸要素をもつ場がゆるやかにネットワークし、分国や領国支配が可能となる中世後期社会のあり方を体現しているのではないか。単線的な発展との理解のみでは、都市の類型化は可能でも、当該期武家権力固有の特質を明らかにすることはできないのではないか。

これは、現在の一五世紀後半以降の武家権力を中心とした政治体制理解のための二つの研究動向を起点として、中世後期武家権力をどのように理解するかという問題につながる。ひとつは室町幕府——守護体制の枠組み

やその影響力に規制された戦国期守護の時代と理解する立場である¹²⁾。一方で当該期の地域支配の実態は各地に簇生した諸権力（戦国期大名権力）によって維持展開されているものとする立場である¹³⁾。この二つの研究潮流のもとでは、その支配領域や支配方式、権力構造など、さまざまな側面から検討が加えられてきている。前者は幕府——守護体制に規制された性格が濃厚に残る畿内周辺地域を中心に展開しており、後者は幕府や守護といった室町期的構造から遊離した地域を中心に展開しているとされている。これらの議論は、それぞれの地域性の問題と連動していると考えられる。

守護所から戦国城下町へ、そして織豊期統一政権の都市プランへという道筋は、中世から近世にかけての武家権力の政治的展開過程を、それぞれの権力が拠点とした都市を基軸として整理したもので、有効な視点・方法論といえよう。しかし先述したように、守護所はそのすべてが必ずしも戦国城下町に収斂されるわけではないし、織豊期、近世段階に地域支配の拠点から外されたところも多い。たとえば筆者が以前より検討を加えてきた畿内地域（とくに摂津国など）は、一五世紀中葉以降段階で守護細川氏が京都から下向する場（茨木、芥川など）が守護所とされる。これらの場は、細川氏が守護として摂津国支配を行うにあたっては、守護所として機能していたといえようが、その後三好権力や織豊権力が入ってくると、いずれもその役割を終える。後発の権力は、それぞれ独自の地域拠点を設定するのである。また国内の経済的拠点は、政治的拠点とは異なる。たとえば摂津国の兵庫や堺、淀川流域は荘園制成立以来、西国と京都を結ぶ流通路の拠点であり、これらは守護や戦国期大名権力による政治的支配とは異なる論理で編成されてきた都市である。さらに文化的拠点は、当該期の戦争や混乱を避け、避難した文化人たちが地方で花開かせることも多い。現在「小京都」などと称される地方都市の形成を想定することは容易だが、畿内地域においても、古今伝授や和歌伝授が地方武士などになされることもある。こうした場合、脆弱であったとしても、従来の政治的拠点・経済的拠点とは異なる文化的拠点が形成されることも想定できよう。

このように考えてくると、守護所から戦国城下町への展開は、中世後期社会における武家権力の拠点を理解するための有効な方法論ではあるものの、決して万能なものではない。もちろん守護所シンポジウムにおいては、そのような課題は十分認識されている。中世後期武家権力の展開過程を理解するにあたっての方法論をあえて提示することによって、今後の議論を深める契機としようとしたと理解できる。

3. 中世後期武家権力の理解のために

では、守護所シンポジウムの成果や提言を活かしつつ、都市を素材に中世後期武家権力固有の特質を明らかにするために、どのような展望がひらけるであろうか。以下現在の研究状況に鑑みながらまとめておきたい。

先に触れたように、現在、中世後期の武家権力をめぐっては、室町幕府、およびそれに結合する守護としての機能を重視する見方と、各地に所在する戦国期大名権力の固有性を重視する見方がある。それぞれその権力の由来や、実質的な権限行使の方法、権力構造の分析などを通じて、その特質が明らかになってきている。またその権力構造の差だけではなく、それぞれが主に所在する地域の差ともあいまって、あたかも同時期の日本列島に異なる論理の政治体制が併存しているかのような理解がなされてきた。しかし近年ではこうした理解を止揚して、当該期に通底する社会構造を構想する議論も提示されてきている¹⁴⁾。この議論を主導する伊藤俊一氏は、中世社会を特質付ける荘園制を基軸とし、これへの諸権力の関わり方によって当該期を統合して理解しようと試みている。このような考え方は、京都を中心とする求心構造(礼の秩序や経済的求心性)の有無といった議論とも連動しながら、進展してきている¹⁵⁾。

こうした研究状況を前提とするならば、都市を素材として中世後期の武家権力固有の特質を論じる余地はまだ多く存在するといえる。

たとえば筆者が検討してきた細川氏は室町幕府(体制)に従順な守護である。文亀元年(一五〇一)六月、時の管領細川政元は、自ら政務を投げ出し、評定衆である安富元家と薬師寺元長に式条を定めて委任する¹⁶⁾。この式条の第五条に「新関事」とあり、以下のように記されている。

一新関事

号有往古由緒、所々ニ立置条、上下之煩人民之なやミ非一、所詮堅停止畢、(以下略)

古くからの由緒があるからといって、所々に新たに関所を立てることは、京都に上下する多くの人々の迷惑となっているので堅く停止する、というものである。

関所は設置する者にとっては収入源となるものであるから、所々に立て置こうとするのであるが、通行人や流通業者にとっては通交の妨げとなるものである。京都に所在する幕府支配を委ねられていた細川政元は、都市経済の発展を阻害する要因となる新関は容認出来ないものであった。都市や港湾など地域拠点の流通・経済を重視する細川氏権力の特質を見出すことができる。

また各地域に展開した諸勢力に目を向けると、矢田俊

文氏は、戦国期に各地に出現する地域権力を「戦国領主」と規定した¹⁷⁾。「戦国領主」とは、一、二郡規模の所領と、独自の家中組織と、独自に判物——文書発給者の意志を直接伝えていることを示す、発給者自身の花押(サイン)が据えられた文書——を発給する権限を持つ地域権力としている。このうち判物は都市政策を表現するものもあり、一、二郡規模の所領は地域の経済圏にほぼ匹敵しよう。このような「戦国領主」はいわゆる戦国期大名権力の領国において検出されたものであった。しかし近年の研究では、河内守護畠山氏被官にも同様のあり方が認められている¹⁸⁾。先の細川氏の例とあわせ、都市(的な場)に対する武家権力の志向性は非常に強いことがわかる。

こうした点を考えあわせると、先にあげた中世後期武家権力をめぐる二つの研究潮流を止揚するにあたって、矢田氏があげた三項目以外に、都市への着目によって、新たな中世後期武家権力固有の特質を提示できる可能性がある。たとえば戦国期大名権力の領国内の都市的な場に対するその大名権力の対応の仕方を成文法や実際の支配方式によって検証する。また逆に幕府——守護体制に規制されているとされてきた諸勢力の領域的支配のあり方を検証するといった方法である。これらはいずれも個々の権力ごとにはこれまでも検討されてきている事柄、内容である。しかし守護所シンポジウムで全国を同じ基準で網羅的に検証することで明らかになった成果や課題は多い。当該期武家権力の個別的検討が飛躍的に進展してきている現在、文書論は諸権力の客観的な評価を行うために有効な方法とされている。それは領土の大きさや社会的地位、地方に伝わる伝承などによる評価とは異なり、発給された文書を様式的に分類することにより、その文書がもつ機能を同一基準で検証することにより、対象とする武家権力の客観的な評価を可能にできるからである。これに加えて、さまざまな都市を素材に横断的な検討を進めるべきではないか。そのことで対象となる武家権力の性格や特徴——これらはいずれも時代的・地域的な環境要因に左右されるが——を提示でき、当該期武家権力固有の特質を明らかにすることが可能となろう。

おわりに——展望にかえて——

中世後期の武家権力固有の特質を明らかにするためには、多くの方法論がある。ここでは特に都市を中心とする視角からその可能性を検討してみた。中世後期武家権力と都市との関係を考える上で、大きかったのは守護所シンポジウムの成果である。その内容はシンポジウム後に公刊された成果に譲るが、ここでより重要なのはその方法論である。近年特に研究の個別化・分散化が進み、同じ時期の同じ武家研究をしていても、対象とする武家

権力が異なれば、また対象とする地域が異なれば、互いの成果を共有できないといった状況があった。守護所シンポジウムはこうした研究状況に風穴をあけるものとしても重要であった。なにより隣接諸分野との協業や、全国を同じ基準で横断的に調査することで、より均質な情報を得ることができ、比較対象を行いやすくなった。中世後期武家権力にとって、都市は守護所や戦国城下町だけではない。経済拠点や文化拠点など多くの拠点がその国内には存在する。それらをできるだけ一定の方法で検討することで、さまざまな側面から当該期の特質を明らかにすることが可能となる。もちろんそのためにはそれぞれの武家権力個別の諸要素をきちんと析出することが必要である。個別の検討をより大きな論理で整理する。手続きや方法にまだまだ解決しなければならない問題はあるであろうが、時代を横断的に理解するためにも必要な意識、方法論として意識しておく必要がある。

註

1. 古野貢「室町幕府——守護体制と細川氏権力」（『日本史研究』510, 2005）。『中世後期細川氏の権力構造』（吉川弘文館, 2008）所収。
2. 原田伴彦「十六世紀の自由都市——堺の歴史とその背景について——」（『原田伴彦論集』3, 思文閣出版, 1985）。同「中世都市の自治的共同組織について」（『同』）。豊田武「日本の封建都市」（『豊田武著作集』4, 吉川弘文館, 1983）など。
3. 網野善彦「中世都市論」（『網野善彦著作集』13, 岩波書店, 2007）。同『無縁・公界・楽』（平凡社, 1987）。
4. 勝俣鎮夫『戦国時代論』（岩波書店, 1995）。藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会, 1985）。同『村と領主の戦国社会』（東京大学出版会, 1997）など。
5. 朝尾直弘『朝尾直弘著作集』6, （岩波書店, 2004）所収の「近世

- の身分制と賤民」（初出1981）、「惣村から町へ」（初出1988）など。
6. 仁木宏「戦国・織田政権期京都における権力と町共同体——法の遵行とその自律性をめぐって——」（『日本史研究』312, 1988）。同「中世移行期の権力と都市民衆——京都における都市社会の構造変容——」（『日本史研究』331, 1990）。同『空間・公・共同体——中世都市から近世都市へ——』（青木書店, 1997）など。
 7. 大村拓生『中世京都首都論』（吉川弘文館, 2004）。
 8. 河内将芳『中世京都の民衆と社会』（思文閣出版, 2000）。
 9. 考古学の発掘や、歴史地理学の手法によって、都市の空間構造や構成を明らかにしようとする研究は非常に多いが、さしあたり守護所シンポジウムの成果として刊行された『守護所と戦国城下町』（高志書院, 2006）所収の、内堀信雄「考古学から見た濃尾の守護所戦国城下町」と、山村亜希「古図にみる守護所・戦国城下町」をあげる。それぞれの分野における蓄積は分厚い。
 10. 第12回東海考古学フォーラム岐阜大会「守護所・戦国城下町を考える」第一分冊・第二分冊（守護所シンポジウム@岐阜, 2004）。
 11. 内堀信雄・鈴木正貴・仁木宏・三宅唯美編『守護所と戦国城下町』（高志書院, 2006）。
 12. 今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」（『日本史研究』275, 1985）。
 13. 池享「大名領国試論」（『大名領国性の研究』校倉書房, 1995）。池上裕子『戦国時代社会構造の研究』（校倉書房, 1999）。長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』（吉川弘文館, 2000）など。
 14. 伊藤俊一「中世後期における『荘家』と地域社会」（『日本史研究』368, 1993）。同「中世後期における『地域』の形成と『守護領国』（『歴史学研究』674, 1995）。
 15. 早島大祐『首都の経済と室町幕府』（吉川弘文館, 2006）など。
 16. 『政基公旅引付』文亀元年8月22日条。
 17. 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房, 1998）。同編『戦国期の権力と文書』（高志書院, 2004）。
 18. 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』（清文堂, 2004）。